

# 農業会議通信

## 台風10号豪雨被害からの早期復旧

去る8月30日に、台風10号が観測史上初めて本県に上陸、本県沿岸地域を縦断し甚大な被害をもたらしました。

私は、被害状況を目の当たりにし、9月8日に、県知事と県議会議長に対して、ライフラインの早期復旧、農地・農業用施設の復旧にかかる被災農業者負担の軽減、農業共済金の早期支払いへの支援等を内容とする「台風10号豪雨による被害対策に係る緊急要請」を行いました。

また、9月12日に開催した常設

審議委員会では、県から農業被害の状況を報告していただくとともに、県と県議会に対して行った緊急要請の内容等について説明しました。

委員会では、農業委員会の会長である委員から、被災農業者が営農意欲を減退させないよう農業委員等が被災者に寄添い激励することとが大切、農業関係機関・団体の委員から、各々の立場で被災農業者への支援、農業共済金の早期支払い等に全力を尽くすとの力強い発言をいただきました。

被災された方々に御見舞い申し上げますとともに、一日も早く、安定した生活を取り戻されますようお願いいたします。

◆台風10号が大きな傷跡を残した翌31日に、秋田市において東北・北海道農業活性化フォーラムが開催され、本県から多くの農業委員と農地利用最適化推進委員が参加しました。

フォーラムでは、安藤光義東京大学大学院教授から「農地利用の最適化の実現に向けて求められる農業委員会組織の役割」について基調講演をいただきました。

安藤教授によれば、農業委員会法改正の意味するところは、農地利用の最適化が農業委員会の必須業

務とされたことから、農業委員会の役割は農業者の代表機関から農地集積の専門機関（農政の下請け機関化）に重きが置かれたとのことであつた。

しかし一方で、公選制は廃止されましたが、農業委員の任命に当たつて農業者や農業者の団体が推薦した者が候補者となる道を存続させたことにより地域代表性、農業者の代表機関としての性格は維持されております。

農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員会制度・組織は新たな時代を迎えることとなりましたが、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には、農業者の代表として、「自信と誇り」「やる気」「情熱」をもって、これまで以上に業務の品質向上に努め、「人」と「農地」の問題解決の先頭に立ち、農業者の最も身近な存在として期待と信頼に応えていくことが求められます。

◆「希望郷いわて国体」が始まりました。10月22日からは「希望郷いわて大会」が開会されます。県外から訪れる選手、関係者の皆様を本県の豊かな食材や食文化、美しい農山村の景観などで、「おもてなし」、本県の素晴らしさを実感していただきます。と思います。

一般社団法人岩手県農業会議 佐々木和博



オピニオン  
コーナー

## 法改正に基づく体制確立と業務をしっかりと

改正農業委員会法が施行されて半年が過ぎましたが、農林水産省から農業委員会に関する大変厳しい通知が出されています。

そのひとつが、「農地法に基づく措置が適正に実施されていないことは、農業委員会という組織そのものについて国民の信頼を損なうものであり、また、遊休農地に対する課税措置に係る税の公平性の確保の観点からも極めて問題がある（遊休農地に関する措置の適正な実施の徹底について）」というもので、全国に遊休農地の利用状況調査を全域で実施していない農業委員会が4、利用意向調査を行っていない農業委員会が108あったことが背景にあります。

もうひとつは、「委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならぬ」とされているにもかかわらず、女性農業委員を一人も任命していない農業委員会が26、50歳未満の若者を一人も任命していない農業委員会が101あることなど、今回の法律の改正の趣旨に照らしていかかかと思われる事例が確認されました（農業委員会の適切な新制度への移行について）というものです。

これらの通知に係る本県の場合は次のとおりです。  
まず、遊休農地の関係です

が、県内には国から指摘されるような農業委員会はありませんでした。

遊休農地の発生防止・解消は改正農業委員会法で農業委員会の必須業務とされた「農地等の利用の最適化の推進」のひとつで、地方税法の改正（農地法第36条第1項に基づき勧告のあったものは、平成29年度分の固定資産税等から新たな評価方法により課税）もあって、8月頃に農地利用状況調査を行い、遊休農地の判定をする利用意向調査を11月末までに発出、「特段の対応を行わない」との回答には、農地中間管理機構の取得に関する協議を勧告すること、「自ら耕作。自ら賃借権・売却する相手の探す」との回答には、翌年の8月頃に農地利用状況調査を再度行い、意向調査の意思どおり実行されていない場合には、農地中間管理機構の取得に関する協議を勧告することになります。

農業会議では8月から9月に掛けて、各農業委員会を個別に巡回し、この遊休農地関係の取組状況と今後の予定を伺い、既に農地利用状況調査を終えていること、11月末までに利用意向調査の発出を予定していることを確認したところでした。

なお、この農地利用状況調査、利用意向調査は「農地等

の利用の最適化の推進」のもうひとつの内容の「担い手への農地利用の集積・集約化」とも関係し、利用意向調査で農地中間管理機構を活用した農地の意思表明があった場合、農業委員会は農地中間管理機構に通知することになります。

このことに関して、「（一社）全国農業会議所は、『通知しても中間管理機構は受け取らない』、「現場は何も改善しない」などとして、農業委員会に独自に判断し、機構への通知をしないことのないように留意すること。そして、その通知の業務を行っていないと、『農業委員会は仕事をしていない』と誤解される恐れがあるので、警鐘を鳴らしていますので、法に定められたことを着実に実施する必要があります。

次に、新体制への移行関係です。今年度7農業委員会が新体制に移行し、移行前171人の農業委員数が移行後は96人になり、女性農業委員は移行前11人でしたが、移行後は17人に増え、農業委員に占める女性農業委員の割合は6%から18%と3倍になりました。また、新たに女性1人を含む101人の農地利用最適化推進委員が委嘱されています。50歳未満の農業委員は7人ですが、一人も任命していない農業委員会が2あります。今後、新体制に移行する農業委員会では、先行した7農業委員会

に若い女性農業委員の登用や50歳未満の農業委員の任命に配慮することが求められます。最後に、新体制に移行した農業委員会や来年度移行する農業委員会への農業会議の支援状況を紹介します。

新体制に移行した7農業委員会の業務の円滑な定着を支援するため、合同の情報交換会を3回開催し、農業委員と農地利用最適化推進委員の役割と連携、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の作成、農地利用最適化交付金の活用について、各農業委員会の情報を共有しながら課題解決に当たってきました。

この情報交換会では、新体制移行に当たり、「農業委員会」の役割が大きく変わったことを農業委員会、市町村長部局（農政、総務・財政）で再認識した上で、その役割を果たしていく体制案を農業委員会と提案（意見の提出）調整して行くことがポイントになるということがわかりましたので、来年度新体制に移行する15農業委員会に情報提供していただきます。今後は、15農業委員会合同の情報交換会を開催し、円滑に移行するよう支援して行きたいと考えています。

文責 農地・経営部長  
三浦 正弘



# 遊休農地の課税強化について

地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年4月1日から施行されるとともに、同日付けで固定資産評価基準の一部が改正され、農地のうち、農地法第36条第1項の規定による「勧告」があったものについては、平成29年度分の固定資産税及び都市計画税から新たな評価方法により課税されることとなります。

通常の農地の固定資産税の評価額は、売買価格×0.55（限界収益率）となっており、遊休農地については、0.55を乗じないこととする（結果的に1.8倍になる）ものです。

これは、農地法に基づき、農業委員会が、農地の所有者等に対し、農地中間管理機構と協議すべきことを「勧告」した農業振興地域内の遊休農地が対象となります。

この「勧告」が行われるのは、遊休農地について農地の所有者等に対して農業委員会が行う「利用意向調査」において、

- ①自ら耕作する意思を表明した場合において、その表明のあった日から起算して6ヶ月を経過した日においても、その農業上の利用の増進が図られていないとき
- ②自ら所有権の移転・賃貸借権

等の設定等を行う意思を表明した場合において、その表明のあった日から起算して6ヶ月を経過した日においても、これらの権利の設定又は移転が行われていないとき

③農業上の利用を行う意思がないとき

④「利用意向調査書」の発出日から起算して6ヶ月を経過した日においても意思の表明がないとき

のいずれかの場合に行われます。

ただし、以下の場合には協議の「勧告」の対象となりません。

①利用意向調査の結果、農地の所有者等から、農地中間管理事業を利用する意思がある旨の表明があり、その旨を農地中間管理機構に通知したが、機構が、農地中間管理権を取得する農地等の基準に適合しない旨を農業委員会及び所有者等へ通知したとき

②当該農地の所有者等から農地中間管理機構に対して貸付けを行う旨の意思が表明され、それが継続しているとき

③①に掲げるもののほか、農地中間管理機構から、その農地が農地中間管理事業規程に定められた農地中間管理権を取得する農用地等の基準に適合しない旨の通知があったとき

また、このほか、農地の利用状況調査・荒廃農地の発生解消状況に関する調査を踏まえ、以下の基準に従って対象地が農地に該当し

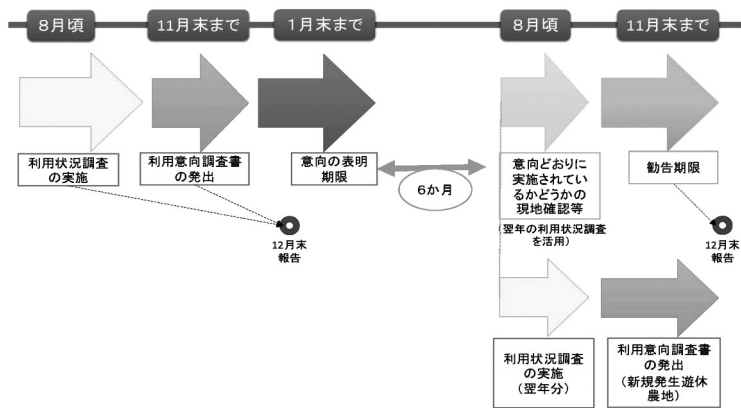
ないと農業委員会の総会又は部会の議決により判断された場合も、「勧告」の対象とはなりません。

①その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合

②①以外の場合であつて、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合

なお、遊休農地に関する措置の流れは左図のとおりです。

遊休農地に関する措置の流れ(参考資料)



# 「農の雇用事業」にチャレンジしてみませんか。

本事業は、農業経営体の雇用の確保と、これからの農業を担うと期待される人材の育成を目的とした国の事業です。本会は、この事業を委託され、県内の農業経営体への事業導入を積極的に推進してきています。

これまで延べ244（平成27年度末）の農業経営体が本事業を導入し、約334名が研修生として雇用されていますが、応募数が減少傾向にあり、また新規の経営体からの応募が少ない状況にあります。

こうしたことから、本会では、応募数の増加を図るため、7月に県内3カ所（県南、県北、沿岸）において、農業委員を対象に事業概要を説明するとともに、地域におけるPRをお願いしたところがあります。

もとより、人を継続雇用していくためには、家族経営から企業経営へと脱皮していく必要があり、経営者としての意識改革が求められます。経営規模の拡大、新品目・新技術の導入、6次化などにより収益拡大を図っていくとともに、併せて、長期的視点に立った人材の育成も求められます。「農の雇用事業」は、このような経営の発展を考えている農業経営体の後押しをしていく事業であり、是非、チャレンジして欲しいと考えています。

## 東北・北海道農業活性化 フォーラム開催

東北・北海道農業活性化フォーラムが8月31日に、秋田市の秋田県民会館を会場に開催され、東北各県と北海道の農業委員及び農地利用最適化推進委員ら約1600名が参加しました。

今年度は、農業委員会法が改正され、新たな体制に移行した初年度であり、「農地利用の最適化に向けた農業委員会活動の強化」をテーマに、農業委員と農地利用最適化推進委員とともに活動体制の連携・強化を図り、地域農業の活性化に向け与えられた役割を果たしていくための方策を探りました。

フォーラムでは、(一社)全国農業会議所の柚木茂夫事務局長から「農業委員会組織・制度を巡る情勢・課題と今後の対応について」情勢報告の後、「農地利用の最適化の実現に向けて求められる農業委員会組織の役割」農業委員・農地利用最適化推進委員への期待」と題して、東京大学大学院農学生命科学研究科の安藤光義教授から基調講演をいただきました。安藤教授は、改正農業委員会法の内容と法改正の意味する内容、農

業委員会運営の方向、担い手への農地利用集積を推進するための取り組み、農地中間管理事業の実施状況について講演がありました。

続いて、北海道雄武町、本県の北上市、秋田県秋田市の各農業委員会から事例発表が行われ、最後に秋田県女性農業委員協議会の高橋京子会長からフォーラムアピールの提案があり、満場一致で採択され閉会しました。

来年度は、山形県山形市での開催が予定されています。

### 平成28年度農業委員会 大会を開催します！

来る11月10日(木)に盛岡市都南文化会館「キャラホール」を会場に、平成28年度農業委員会大会を開催します。本年4月に農業委員会法及び農地法等の改正法が施行され、農業委員の選出方法の変更や農地利用最適化推進委員の新設による新たな体制がスタートし、「農地利用の最適化」が農業委員会の重点業務として位置づけられたことから、「農地等の利用の最適化を推進する農業委員会への改革を目指して」をテーマに、農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局

職員など約800名の参加を得て開催するものです。

大会は、表彰(農政・農事功勞者表彰、永年勤続農業委員・農地利用最適化推進委員表彰、農業委員会等活動表彰)、大会提出議案の審議・決議のほか、特別講演として早稲田大学法学部長・法学学術委員長の榎澤能生氏から「農地制度の理念と農業委員会」と題して講演をいただくこととしております。

また、会場では全国農業図書の販売も行いますので、是非、この機会にお手に取ってご覧ください。

### 女性農業委員

- 今後の取り組み
- ポラーノの会地区別懇談会

本県の女性農業委員は、91名で全農業委員14%と着実に増加しており、女性農業委員のいない市町村はないが、これは東北でも本県のみとなっています。

これは、各市町村で農業委員会をはじめ首長などの意欲的な女性登用の取り組みが効果を上げていくとともに、女性委員自らの活動が地域の理解と評価を得られてい

るからと思われれます。

昨年、県女性農業委員ポラーノの会と県農業会議、該当市町の農業委員会会長で市町村長に直接要請を行ったところでありますが、そういう取り組みは効果的であると思われるので、本年も来年改選期を迎える15市町村で同様の取り組みを予定しています。

ポラーノの会では、女性農業委員の更なる活動強化を目的に、地区選出の理事が中心となって地区別懇談会を開催することとし、これまで、胆江地区と大船渡地区の2地区で開催されました。

胆江地区では、胆江地方女性農業者交流会を開催し、仕事や家庭、地域生活などをテーマに意見交換会を行うとともに、身近な材料で保存食づくり(トマトピューレ、焼き肉のタレ)を行い、みんなで作ったトマトピューレのパスタで昼食をとりました。

大船渡地区では、農地転用業務、資源利活用研修(椿油の搾油など)、農委改革と女性の登用について研修を行った。農地転用業務では、農地転用案件について、各委員から現地確認の報告を行い、審議する模擬総会の形式で研修が行われ好評でした。



台風一〇号豪雨による  
被害対策に係る緊急要請

台風一〇号は8月30日に観測史上初めて本県に上陸し、沿岸地域を縦断。かつて経験したことのない記録的な大雨等によって、沿岸地域を中心に孤立集落が発生したほか、農作物、畜産、農地、農業用施設・機械が大きな被害を受け、生活、農業生産の両面に深刻な災害をもたらしました。

こうした状況を踏まえ、佐々木和博農業会議会長は、9月6日、特に被害の大きかった岩泉町の被害状況を調査し、2日後の9月8日、台風一〇号豪雨による被害対策に係る緊急要請を県及び県議会



田村誠県議会議長に緊急要請する佐々木会長

策に係る緊急要請を県及び県議会に対し行いました。

当日は、県は中南博農業振興課総括課長、県議会は田村誠議会議長が対応。①被災農業者の声を聴き営農再開への意欲を喚起するためのきめ細かな対策の実施、②農業共済金の早期支払い実現のための関係団体への働き掛け、③酪農経営、肉用牛経営への影響が長期化しないようライフラインの早期復旧、④被災農業者の生活、農業生産の安定のための金融対策の実施、⑤農地、農業用施設の復旧に係る被災農業者負担の軽減策実施、以上、緊急に講じられるべき被害対策五項目を要請しました。

台風一〇号大雨等災害、  
農業委員会関係者に対する  
見舞金協力をお願い

台風一〇号大雨等により、農業委員会関係者の中にも宮古市、久慈市ほか6市町村で、50名を超える方々が被害を受けられました(9月27日現在。岩泉町は調査中)。

このことから本県独自の取り組みとして、被災した関係者の皆様に見舞金をお届けすることといたしました。農業委員会関係者の皆様におかれましては、農業委員会を通じて見舞金の拠出にご協力をお願いいたします。

私ものひとこと  
三三三

未来への期待



金ヶ崎町農業委員会  
会長 及川 貞幸

地域の皆様方のご協力を賜り、平成二十八年現在、農業委員を務めさせていただいてから六期十八年目、農業委員会会長を拝命してから三期九年目を迎えました。

十八年の間に農業を取り巻く環境は一段と厳しいものになってきたように感じています。

金ヶ崎町においても、様々な課題に直面していますが、食料の安定供給を図るための生産基盤の確保や有効利用の促進、意欲のある担い手への農地集積など農業、農地を守るための活動に取り組んでいます。

さて、金ヶ崎町では農家所得向上のため園芸作物を推進しており、中でもアスパラガスは販売額一億円を目指し、取り組んでいる品目です。平成十九年から、町の重点振興作物としてアスパラガスですが、新規栽培

培者の支援・アスパラ通信の発行など独自の取り組みをしています。アスパラ収穫祭は平成二十二年から毎年開催されており、今年で7回目を迎えています。地元からアスパラガスの産地かねがさきを盛り上げていきたいと考えております。収穫量が確保できれば単価も高いことから農家の所得拡大に向けて期待しているところです。

私が就農をはじめたころはサニシキが高値で取引され、秋の収穫期が待ち遠しかったものです。当時はすべて手刈りで収穫作業に大変な時間がかかりましたが、少しでも出荷時期をはやめると奨励金がためため、それを励みに作業したことを覚えています。

アスパラガスは水田転作の有望品目でもあります。幼いころから見慣れた水田の実りの風景とは少し違いますが、金ヶ崎町の肥沃な大地に黄金の稲穂、さらにはアスパラガスの若々しい緑が加わり、ぎやかになっていけばと願っております。

また、米価の下落が懸念される中、水田の有効活用により遊休農地の解消につながっていくばと考えています。

これからも農業委員として、また、地域の農業者の代表として、関係者との連携を深め、農業者や地域の声を反映させ期待にこたえるために取り組んでいきたいと思っております。

農業者年金加入推進二ニュース

本年度の8月までの新規加入者数は23人となり、加入推進目標97人に対する進捗率は23.7%です。うち、重点対象としている若年層(20〜39歳)の新規加入者数は10人となり、加入推進目標64人に対する進捗率は15.6%です。重点対象としている若年層の全体に占める割合は5割弱となっており、27年度実績の9割と比較すると少なめに推移しています。

特別研修会で制度と課題研修

7月7日に盛岡市「ホテルメトロポリタン」で加入推進部長や新任農業委員、女性農業委員等を対象にした「加入推進特別研修会」を開催しました。研修係は農業委員会やJAの担当職員等関係者も含め109名が出席し、説明や講演を聞いて制度の理解を深めるとともに、優良取組事例の発表にもとづいて活発な意見交換を行い相互に研鑽を行いました。①制度説明 農業者年金基金理事長・中園良行氏、②講演「最後の生活設計と公的年金制度について」社会保険労務士・福島邦子氏、③加入推進事例報告岩手町農業委員会加入推進部長・遠藤幸夫氏。

後期の取組みについて

12月〜2月にかけて、制度の周知徹底及び個別訪問等を集中的に行う「加入推進強調月間」を各市町村で設定いただいております。農業委員会におかれましては、事前準備も含め効果的な加入推進活動になるよう取組を進めていただき、着実に加入に結びつくようよろしくお願いたします。

全国農業新聞普及二ニュース

10月〜11月は中期普及強調月間！10月から中期普及強調月間がスタートしています。9月の購読部数は3574部、市町村農業委員会はご尽力により、前月対比で12部増部し、対前月増加部数全国10傑に入りました。ありがとうございます。

8月23日を皮切りに、普及推進等に係る巡回をしております。現場の声に接し、普及推進の厳しさを肌で感じる中、「出来ることから頑張りましょう！」と頼もしい意気込みの言葉もいただきました。9月から毎月新聞見本紙(原紙)を送付いたします。是非、「声掛け」の際に未購読者にお渡しいただき、岩手のみならず全国の委員活動が掲載されている記事にお目通し頂き、まず「全国農業新聞」を知ってもらうことからスタートしてください。貴重な情報発信のツールを生かし、農地利用の最適化達成につながるいきなりの活動。本会においても各農業委員会の活動を支援して参りますので、ご要望等をお寄せください。

また、普及資材活用及び試読事業の申込みを、随時、受け付けておりますのでご利用下さい。

「熊本地震義援金」募集のご報告とお礼

本会で平成28年4月19日から6月30日にかけて行いました「熊本地震義援金」への募金にご協力いただきありがとうございました。農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員ほか、皆さまからお寄せいただいた募金の総額は、以下の通りです。

〈義援金総額〉金額 695,900円

皆さまの温かいご支援に、心からお礼申し上げます。上記の義援金は、全国農業会議所を通じて、熊本県農業会議と大分県農業会議にお渡しして被災した市町村農業委員会で復興・復旧に活用されます。

28年10月から12月までの主要な行事

Table with 2 columns: 開催時期 (開催時期) and 行事名 (行事名). It lists various events from October to December, including committee meetings, seminars, and research activities.

新刊図書のご案内



平成28年度版 よくわかる農家の青色申告

青色申告制度、申告の手続き、記帳の実務、確定申告書の作成から申告までを網羅、各種様式の記入例をまじえて、ていねいに解説した最新版の「入門書」です。平成28年度版については、マイナンバー制度導入後の最新の各種様式による記入例を提示、あわせて「農業者の平成28年分所得税等の改正のあらまし」を掲載しています。

- 主な内容
資料：農業者(個人)の平成28年分所得税等の改正のあらまし
第1章 青色申告制度のあらまし
第2章 青色申告の手続き
第3章 青色事業専従者給与と所得の源泉徴収と納付
第4章 簿記記帳の実務
第5章 確定申告書の作成と納税
第6章 消費税の概要
第7章 その他



平成28年度版 農家のためのなんでもわかる 農業の税制

所得税・法人税、相続税・贈与税、消費税(※軽減税率制度の概要も参考掲載)から国民健康保険税まで農業者に関係の深い19の税金について、経営発展を後押しする各種の特例措置など最新の税制を網羅し、わかりやすく解説しています。後半の農地税制の質問・回答編では、照会の多い質問にていねいに答えています。

- 主な内容
①農家の税金 ⑥消費税 ⑩不動産取得税
②所得税 ⑦石油石炭税 ⑪固定資産税
③法人税 ⑧印紙税 ⑫特別土地保有税
④相続税 ⑨道府県民税及び市長村民税 ⑬軽油引取税
⑤贈与税 ⑭事業税 ⑯事業所得税
⑥地価税 ⑮登録免許税 ⑰地方消費税

お申し込みは岩手県農業会議へ TEL: 019-626-8545 FAX: 019-629-9210

編集 発行人/事務局長・山田 亘 〒020-0024 盛岡市菜園一丁目4番10号(第二産業会館4階) 電話019-626-8545 印刷/川口印刷工業株式会社